

入札説明書

宮崎県が行う令和2年度無線LAN環境構築業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、令和2年12月16日の公告及びこの入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、9に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和2年12月16日

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 期間 令和2年12月16日から令和3年1月5日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和2年宮崎県告示第115号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）であること。

イ この競争入札にかかる公告の日から契約が確定する日までのいずれかの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 平成27年以降に完了した国又は地方公共団体発注のネットワーク構築業務の施工実績があること。

(2) 入札に参加しようとする者は、上記(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札参加希望者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-(26)-7045

イ 提出期限 令和2年12月18日午後5時（送付にあつては、同日午後5時必着）

ウ 提出方法 別紙様式1による入札参加資格審査申請書を、持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

4 入札質問書の提出及び回答

(1) 提出先及び提出期限

ア 提出場所 3(2)アと同上

イ 提出期限 令和2年12月24日午後5時（送付にあつては、同日午後5時必着）

ウ 提出方法 別紙様式2による入札質問書を、持参のほか、郵送及び電子メール（アドレス johoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp）による提出を可とする。

ただし、電話による質問は認めない。

- (2) 入札質問書に対する回答
県庁ホームページに掲載を行う。

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 3(2)アと同上
(2) 提出期限 令和3年1月5日午後5時（送付にあつては、同日午後5時必着）
(3) 提出方法 別紙様式3による入札書を、持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

ア 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『1月6日開封「令和2年度無線LAN環境構築業務委託」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮に『1月6日開封「令和2年度無線LAN環境構築業務委託」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

イ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

ウ 入札書を送付する場合は、上記アの封筒を更に封筒に入れ書留郵便又はそれと同等の手段にて提出しなければならない。

なお、送付における入札書の提出についても上記(2)の提出期限とする。

エ 代理人が入札を行う場合は、別紙様式4による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。）をしておかなければならない。

- (4) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。（3(1)アを満たす場合。）

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたっ

て締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札の効力

次の入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

8 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札には、原則として競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。この場合において、競争入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。

9 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当